



# 1. 特例貸付について

## ①緊急小口資金、総合支援資金 ②償還免除

今回の特例措置では新たに、償還において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができます。	
主に休業された方向け（緊急小口資金）	
<p>緊急かつ一時に生計の維持が困難となった場合に、少額の費用の貸付を行います。</p> <p><b>対象者</b> 新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的生計維持のための貸付を必要とする世帯</p> <p>※ 前回の特例措置と重複してお預りを既に受けた場合は、貸付を縮小。 ※ 新型コロナウイルスの影響で収入の減少があれば、休業状態にならぬ、対象となります。</p> <p><b>貸付上限額</b> 20万円以内</p> <p>※ 20万円以内とする旨の判断を下記に該当する世帯は、貸付上限額を20万円内とする。 ① 休業中に賃料を支払う場合 ② 休業中に賃料を支払う場合</p> <p>※ 世帯内に新型コロナウイルス感染症拡大対策として、休業要請を受けた場合を除くうことが必要となる世帯を除くこととする。 ※ 世帯内に新型コロナウイルス感染症拡大対策として、休業要請を受けた場合を除くうことが必要となる世帯を除くこととする。 ※ 休業中に賃料を支払う場合を除くうことが必要となる世帯を除くこととする。 ※ 休業中に賃料を支払う場合を除くうことが必要となる世帯を除くこととする。 ※ 休業中に賃料を支払う場合を除くうことが必要となる世帯を除くこととする。 ※ 休業中に賃料を支払う場合を除くうことが必要となる世帯を除くこととする。</p> <p><b>期間</b> 1年以内</p> <p>※ 従来の2月以内とする取扱を拡大。</p> <p><b>償還期限</b> 2年以内</p> <p>※ 従来の12月以内とする取扱を拡大。</p> <p><b>貸付利子・保証人</b> 無利子・不要</p> <p><b>申込先</b> 市区町村社会福祉協議会</p>	
主に失業された方等向け（総合支援資金）	
<p>生活再建までの間に必要な生活費用の貸付を行います。</p> <p><b>対象者</b> 新型コロナウイルスの影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となつている世帯</p> <p>※ 従来の特例措置に準じた取扱を拡大。 ※ 新型コロナウイルスの影響で収入の減少があれば、失業状態にならぬ、対象となります。</p> <p><b>貸付上限額</b>            - (二人以上) 月20万円以内            - (単身) 月15万円以内  <b>貸付期間</b> 原則3ヶ月以内</p> <p><b>期間</b> 1年以内</p> <p>※ 従来の6月以内とする取扱を拡大。</p> <p><b>償還期限</b> 10年以内</p> <p><b>貸付利子・保証人</b> 無利子・不要</p> <p>※ 従来、保証人ありの場合には無利子、なしの場合は年1.5%とする取扱を緩和。</p> <p><b>申込先</b> 市区町村社会福祉協議会</p>	

## 生活福祉資金（本則）について

- 「生活福祉資金貸付制度」は、低所得者や高齢者、障害者の生活を経済的に支えるとともに、その在宅福祉および社会参加の促進を図ることを目的とした貸付制度です。
- 本貸付制度は、**都道府県社会福祉協議会を実施主体**として、県内の市区町村社会福祉協議会が窓口となって実施しています。低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯等世帯単位に、それぞれの世帯の状況と必要に合わせた資金、たとえば、就職に必要な知識・技術等の習得や高校、大学等への就学、介護サービスを受けるための費用等の貸付けを行います。
- 本貸付制度では、資金の貸付けによる経済的な援助にあわせて、地域の**民生委員**が資金を借り受けた世帯の相談支援を行います。
- 平成27年4月から施行された生活困窮者自立支援制度の施行に伴って、本貸付制度においても、より効果的に低所得世帯等の自立支援を図るために、生活困窮者自立支援制度と連携した貸付を行うこととして、その見直しが行われました。総合支援資金と緊急小口資金の貸付にあたっては、就労支援をはじめ包括的な支援が必要であることから、就職が内定している者等を除いて**生活困窮者自立支援制度における自立相談支援事業の利用を貸付の要件とする**ことになりました。

（注）社会福祉法人全国社会福祉協議会HPから抜粋  
<https://www.shakyo.or.jp/guide/shikin/seikatsu/index.html>



資金の種類		貸付条件					
		貸付限度額	算定期間	償還期間	貸付利子	連帯保証人	
総合支援資金(※)	生活支援費	・生活再建までの間に必要な生活費用  （二人以上）月20万円以内 （単身）月15万円以内 ・貸付期間：原則3ヶ月、最高12ヶ月以内（延長可）	最高貸付日から6ヶ月以内	最高期間経過後20年以内	連帯保証人あり 無利子 連帯保証人なし 年1.5%  原則必要 ただし、選択 保証人なしで 4. 貸付可		
	住宅入居費	・敷金・礼金など住宅の賃貸契約を結ぶために必要な経費	40万円以内				
	一時生活再建費	・生活を再建するために一時に必要なかつ日常生活費で賄うこと が困難である費用 ・医療・施設を前提とした扶助面等に要する医療 ・満納している公共料金等の立て替え費用 ・債務整理をするために必要な経費 等	60万円以内				
福祉費	・生業を営むために必要な経費 ・扶助面等に必要な経費及びその期間中の生計を維持するためには 必要な経費 ・住宅の改修費、補修費及び日当金等の取り扱いに必要な経費 ・福祉用具等の購入に必要な経費 ・障害者用の自動車の購入に必要な経費 ・障害者用の車椅子の購入に必要な経費 ・医療・施設を前提とした扶助面等に要する医療 ・満納している公共料金等の立て替え費用 ・債務整理をするために必要な経費 ・その他日常生活上一時的に必要な経費	500万円以内	貸付日の日 (分割による 支付の場合に は最終貸付 日)から6ヶ月 以内	原則期間 経過後 20年以内	連帯保証人あり 無利子 連帯保証人なし 年1.5%  原則必要 ただし、選択 保証人なしで 4. 貸付可		
	緊急小口資金(※)	・緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける 少額の費用	10万円以内	貸付けの日から 5ヶ月以内			
	教育支援費	・被所得世帯に属する者が高等学級、大学又は高等専門学校に就 学するに必要な経費  （高校）月3.5万円以内 （高専）月6万円以内 （短大）月6.5万円以内 当時に必要と認めらる場合は、 上記限度額の1.5倍まで貸 付可能	卒業後 3ヶ月以内	最高期間経過後 20年以内	無利子	原則不要 三世帯内で 連帯保証人が 必要	
不動産担保型 生活資金	・被所得世帯に属する者が高等学級、大学又は高等専門学校への 入学に際し必要な経費	50万円以内					
	不動産担保型 生活資金	・被所得世帯の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として 生活資金を貸し付ける資金	・土地の評価額の70%程度 ・月20万円以内 ・貸付期間 借家人の死亡時点での期間又 は貸付光利金が貸付限度額に 達するまでの期間	契約の終了後 3ヶ月以内	最高期間 終了時	年3%、又は 長期アーリカント のLVすれか 低い利回り	必要 お預け保証人の 申込から選択
	委託生活費内 不動産担保型 生活資金	・被所得世帯の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として 生活資金を貸し付ける資金	・土地及び建物の評価額の 50%程度（集合住宅の場合は 50%） ・生活該当額の1.5倍以内 ・貸付期間 借家人の死亡時点での期間又 は貸付光利金が貸付限度額に 達するまでの期間				

(注) 総合支援資金および緊急小口資金については、既に就職が内定している場合等を除いて生活困窮者自立支援制度における  
自立相談支援事業の利用が貸付の要件となります。

※ 貸付にあたっては、各都道府県社協によって定められている審査基準により審査・決定されます。



## 総合支援資金貸付（貸付費目・貸付額等）

貸付費目	主な用途	貸付額
生活支援費	生活再建までの間に必要な生活費	2人以上世帯:月20万円以内 単身世帯 :月15万円以内 ※貸付期間:最長12ヶ月
住宅入居費	敷金・礼金など住宅の賃貸契約を結ぶために必要な経費	40万円以内
一時生活再建費	生活再建に必要な一時的な費用であって、日常生活費で賄うことが困難であるもの	60万円以内

注：雇用保険の基本手当、年金、職業訓練費等の公的手当受給者は  
貸付対象外。ただし、特例貸付の場合はOK



# 1. 緊急小口資金・総合支援資金の特例貸付

## 新型コロナウイルス感染症の影響で 収入が減少し生活に困窮する方へ

緊急小口資金・総合支援資金の特例貸付について、  
申請期間が令和3年11月30日まで延長となりました。

申請やお問合わせ先は、お住まいの市区町村社会福祉協議会です。

- 「生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金等の特例貸付の実施について」の一部改正について（事務連絡 令和3年8月17日）
- 生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金等の特例貸付の運用に関する問答集（vol.19）

### 緊急小口資金について



緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に、少額の費用をお貸しします。

#### ◎対象者

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、休業等による収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯

**※新型コロナウイルス感染症の影響で収入の減少があれば、休業状態になくとも、対象となります。**

#### ◎貸付上限額

20万円以内

※従来の10万円以内とする取扱を拡大し、下記に該当する世帯は、貸付上限額を20万円以内とします

- ・世帯員の中に新型コロナウイルス感染症の罹患者等がいるとき。
- ・世帯員に要介護者がいるとき。
- ・世帯員が4人以上いるとき。
- ・世帯員に新型コロナウイルス感染症拡大防止策として、臨時休業した学校等に通う子の世話をを行うことが必要となった労働者がいるとき。
- ・世帯員に風邪症状など新型コロナウイルスに感染した恐れのある、小学校等に通う子の世話をを行うことが必要となった労働者がいるとき。
- ・上記以外で休業等による収入の減少等で生活費用の貸付が必要なとき。

#### ◎据え置き期間

1年以内

ただし、令和4年3月末日以前に償還が開始となる貸付については、令和4年3月末日まで据置期間を延長します。

#### ◎償還期限

2年以内

今回の特例措置では、償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができる取扱いとし、生活に困窮された方にきめ細かく配慮します。

#### ◎無利子・保証人不要

# 総合支援資金について

生活再建までの間に必要な生活費用をお貸します。

## ◎対象者

新型コロナウイルスの影響を受けて、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯

※新型コロナウイルスの影響で収入の減少があれば、失業状態なくても、対象となります。

## ◎貸付上限額

・(二人以上世帯) 月20万円以内

・(単身世帯) 月15万円以内

貸付期間：原則3月以内

## ◎据え置き期間

### 1年以内

ただし、令和4年3月末日以前に償還が開始となる貸付については、令和4年3月末日まで据置期間を延長します。

## ◎償還期限

### 10年以内

今回の特例措置では、償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができる取扱いとし、生活に困窮された方にきめ細かく配慮します。

## ◎無利子・不要

## 再貸付について

### ●総合支援資金特例貸付の再貸付について

令和3年2月19日（金）より、緊急小口資金及び総合支援資金特例貸付の利用が終了した世帯を対象に総合支援資金再貸付の申請を受け付けています。

#### ○制度概要

対象世帯（次の要件をいずれも満たす世帯）

ア 令和3年11月末までの間に、緊急小口資金及び総合支援資金の貸付が終了した世帯

イ 再貸付の申請時までに自立相談支援機関による支援を受けること

※ 総合支援資金特例貸付の初回貸付（延長も含む）の最終月が12月以降の方は、再貸付はご利用いただけません。

○申請受付期限：令和3年11月30日（火）（窓口の市区町村社協必着）

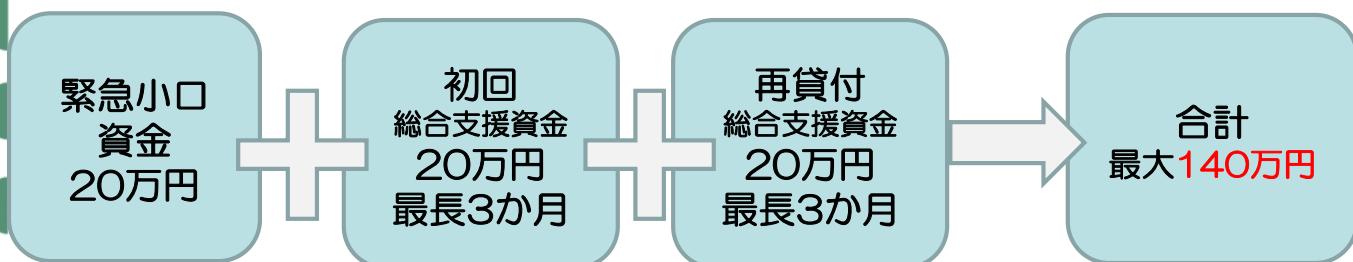




## 特例貸付（複数世帯の場合） \*令和3年3月末までの借り入れ



## 特例貸付（複数世帯の場合） \*令和3年4月1日以降



9



今回の特例措置では、二つの資金とも、  
償還時において、なお所得の減少が続く住民  
税非課税世帯の償還を免除することができる  
取扱いとし、生活に困窮された方にきめ細か  
く配慮します。

具体的な取扱いについて、次のとおり資金種  
類ごとに一括して償還免除を行います。

### 【緊急小口資金】

- ・令和3年度または4年度のいずれかが住民税非課税※である場合。

### 【総合支援資金】

- ・初回貸付分：令和3年度または4年度のいずれかが住民税非課税※である場合。
- ・延長貸付分：令和5年度が住民税非課税※である場合。
- ・再貸付分：令和6年度が住民税非課税※である場合。

※住民税非課税を確認する対象は借受人及び世帯主。

## 判定時期と判定対象となる課税要件

		償還初年度目 (令和4年度)	償還2年度目 (令和5年度)	償還3年度目 (令和6年度)
緊急小口資金		20万円		
総合支援資金	初回貸付分	45万円 (単身世帯) 60万円 (2人以上世帯)		
	延長貸付分		45万円 60万円	*
総合支援資金 再貸付		(据置期間延長)		45万円 60万円 *

一括免除
一括免除
一括免除

判定対象となる  
課税要件
償還前年度又は  
償還初年度が  
非課税
償還2年度目が  
非課税
償還3年度目が  
非課税

\* 儻還免除後も、自立相談支援機関等による継続的な支援を受けるようフォローアップします。1



### 特例貸付（複数世帯の場合） \* 令和3年3月末までの借り入れ

